

平成24年3月23日  
消費者庁

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件無し
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 8件  
(うち蓄熱式電気暖房器1件、ドア1件、照明器具(クリップライト)1件、  
換気扇1件、折り畳みテーブル(介護用)1件、照明器具(投光器)2件、  
キーレス錠(ハンドル付き)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者  
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当 : 中嶋、榎本、川船<sup>かわふね</sup>

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件無し

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201101126	平成24年3月2日	平成24年3月19日	蓄熱式電気暖房器	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の温風吹き出し口に可燃物(クッション)が接触し、引火した可能性を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201101127	平成24年3月1日	平成24年3月19日	ドア	重傷1名	勝手口に設置された当該製品のレバーハンドルを引いたところ、ハンドルが抜け、転倒し、負傷した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A201101128	平成24年3月8日	平成24年3月19日	照明器具(クリップライト)	火災	当該製品を点灯中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品が布団に接触し、引火した状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201101129	平成24年3月7日	平成24年3月19日	換気扇	火災	ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	3月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201101130	平成23年11月17日	平成24年3月19日	折り畳みテーブル(介護用)	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。当該製品の両隅に手をつきバランスを崩した状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が事故を認識したのは、平成23年12月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 1月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201101131	平成23年2月16日	平成24年3月21日	照明器具(投光器)	火災	畜舎で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品を暖房用として使用していたところ落下し、可燃物(わら)に接触して引火した可能性を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が事故を認識したのは、3月8日 A201101132とは別の事故
A201101132	平成23年2月23日	平成24年3月21日	照明器具(投光器)	火災	畜舎で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品を暖房用として使用していたところ落下し、可燃物(わら)に接触して引火した可能性を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が事故を認識したのは、3月8日 A201101131とは別の事故
A201101133	平成23年12月3日	平成24年3月21日	キース錠(ハンドル付き)	重傷1名	当該製品のレバーハンドルに手を掛けた状態で開錠操作をしていたところ、急にレバーハンドルが動き、転倒し、負傷した。当該製品の操作状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が事故を認識したのは、3月9日 3月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件  
該当案件無し